

地域産業基盤強化奨励金

産業集積地域（対象地域）において操業を行う「ものづくり企業」の新規立地・設備投資を支援します。手続き前に契約や発注、納品、支払い等を行ったものは対象となりません。必ず事前にご相談ください。

1. 奨励金の内容

対象物件に係る固定資産税額の2分の1相当額を3年間補助します。

2. 対象地域

- ①工業専用地域：枚方企業団地地区、大阪紳士服団地地区、中南部工業専用地域地区
- ②工業地域：中部工業地域地区、堂山東工業地域地区、中南部工業地域地区、出口・中振工業地域地区、茄子作地区（工業地域部分）
- ③準工業地域（地区計画策定区域および建築協定認可区域に限ります。）：津田サイエンスヒルズ地区、鉄工塗装団地招提大谷地区、茄子作南・茄子作高田地区、茄子作地区（準工業地域部分）

3. 対象業種

製造業・・・日本標準産業分類（総務省統計局）による

4. 対象物件

新規に取得する土地・建物（増築を含む）・償却資産

※土地は建物、償却資産に係るものに限りです。

※土地を先行して取得している場合でも、事業計画書提出時点において、取得後1年を経過しない土地は対象となります。

※建物は主たる用途が①から④のいずれかに該当するものに限りです。

- ①製品の製造、加工及び組立を行う生産施設
- ②技術開発、製品開発及び商品開発を行う研究施設
- ③従業員の技能・技術の高度化を図るための研修施設
- ④①から③の施設に附帯する施設

5. 最低投資金額

大企業1億円、中小企業3,000万円

※建物及び償却資産の新規取得に要する経費です（土地の取得経費は最低投資金額に含みません）。

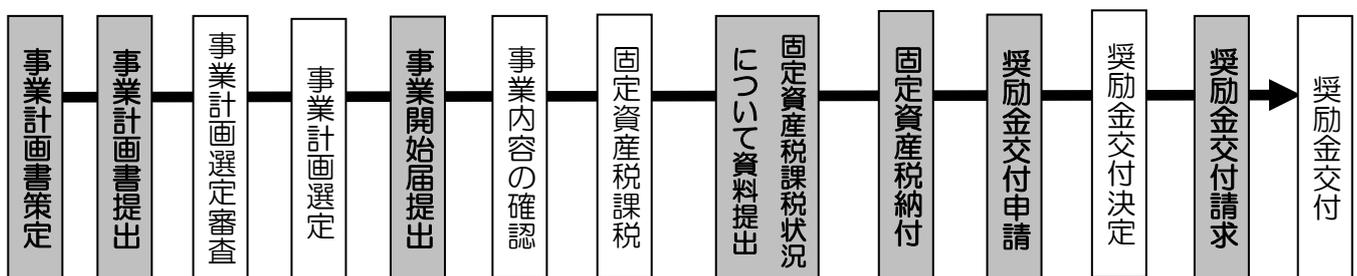
6. 事業計画書の提出

対象物件の契約や発注前に所定の事業計画書等を商工振興課に提出してください。

土地取得後、1年を経過しない事業計画を除き、事業計画書の提出前に契約や発注、納品、支払等を行った物件は、この奨励金の対象となりません。

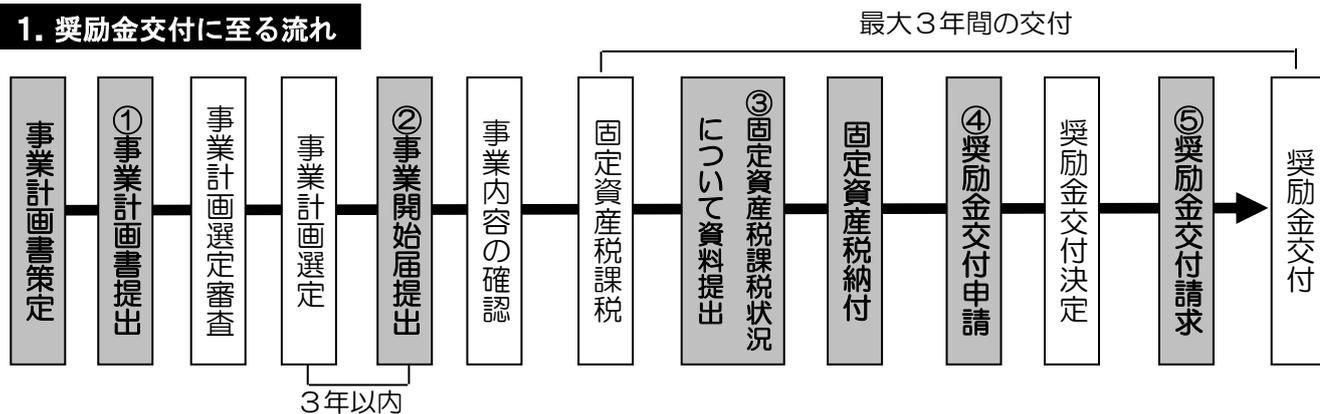
選定された事業計画と実態が著しく相違する場合や、関係法令の違反行為等が確認された場合も奨励金の交付対象となりませんのでご注意ください。

◆◆◆ 手続きの流れ ◆◆◆



枚方市地域産業基盤強化奨励金の手続きについて

1. 奨励金交付に至る流れ



①事業計画時

事業計画書提出 (正本1部・副本9部)

事業着手前(契約や発注、納品、支払等を行う前)に、事業計画書の提出が必要です。

必ず事前にご相談ください。

なお、土地については、事業計画書提出時点において、取得後から1年を経過しない場合は対象となります。

事業計画選定

審査の結果について、事前協議結果通知書を送付します。

中止届又は変更届の提出

選定を受けた事業計画の内容に変更があった場合に提出が必要です。事業計画選定の通知を受けた後、事業を中止又は変更しようとするときは、遅滞なく届出書を提出してください。(変更することが決まり次第、届出を行ってください。届出が必要な事項についてはご相談ください。)

②事業開始時(事業計画選定の日から3年以内に事業を開始してください。)

事業開始届提出

事業開始後、(建物、機械等が納品され、実際に操業を開始した後)速やかに、開始届を提出してください。事業内容について書類内容の審査および現地確認を行います。

③固定資産税課税年度

奨励金については、対象物件に係る固定資産税が課税された年度から3年間交付します。固定資産税が課税された年度が対象物件ごとに異なる場合は、いずれかの年度を奨励金の交付開始年度とし、当該年度から3年間交付します。

対象物件に固定資産税が課税された年度の、課税状況がわかる書類を5月末までに提出してください。

④奨励金交付申請

交付申請書提出

事業に係る固定資産税納付後、交付申請書を提出してください。

交付決定

書類内容の審査を行った上で、適当であると認められる場合に交付決定通知書および請求書を送付します。

⑤奨励金交付請求

請求書提出

交付決定の通知を受けた後、請求書を提出してください。

支払処理

口座振替等により奨励金の支払いを行います。

2. 提出書類

①事業計画時

- 事業計画書
- 経費等見積一覧（見積書（写）を添付してください。）
- 法人登記簿謄本（個人事業主の場合は住民票抄本）
- 会社経歴書（会社案内）
- 決算書直近3期分（個人の場合は確定申告書直近3期分（写））
- 試算表（決算期が1度も到来したことがない場合）
- 申請地の都市計画縦覧図（2500分の1）（都市計画課で発行します。）
- 工場全体図
- 建物の平面図
- 取得予定の償却資産の設置図
- （既存の建物に償却資産を導入する場合は、当該建物の完了検査に係る検査済証（写））
- （各種許認可等（写））
- （環境マネジメントシステム認証書（写））
- （環境管理マニュアル、環境方針等）
- （建築協定書（写））
- 事業に着手していないことを証する写真
- 市税の滞納無証明書
- 市税等調査同意書
- 登記事項証明書又は土地登記簿謄本（既に土地を取得している場合）
- その他（ ）

②事業開始時

- 事業開始届
- 各種許認可等（写）（事業の実施に係る許可書・届出書で、今回新たに取得したもの）
- その他（ ）

③固定資産税課税年度

●建物、土地に関する書類

- 奨励金対象固定資産の記載された固定資産税納税通知書物件明細書、物件一覧表、課税証明書（税相当額記載のもの）

●償却資産に関する書類

- 償却資産申告書（控）（写）

④交付申請時

●申請ごとに必要な書類

- 交付申請書
- 法人登記簿謄本（個人事業主の場合は住民票抄本）
- 奨励金対象の土地、建物、償却資産に係る固定資産税の納税証明書（交付申請年度のもの）
- 市税の滞納無証明書

●交付申請初年度に必要な書類*

- 奨励金対象の土地、建物、償却資産に係る支払等を証明する書類（契約書、領収書等）とその内訳書（写）

【土地に関する書類】

奨励金対象の土地及び奨励金対象の建物と償却資産を設置する土地が、

- 自己所有の土地の場合 ・ 登記事項証明書又は土地登記簿謄本
- 賃借の場合 ・ 賃借の場合は賃貸借契約書（写）

【建物に関する書類】

奨励金対象の建物及び奨励金対象の償却資産を設置する建物が、

- 自己所有の建物の場合 ・ 建物の平面図、完了検査に係る検査済証、登記事項証明書
- 賃借の場合 ・ 建物の平面図、賃借の場合は賃貸借契約書（写）

【償却資産に関する書類】

- 新たに取得した償却資産の設置場所がわかる図面
- その他（ ）

※複数年にまたがって対象固定資産を取得するため、交付申請初年度に課税が始まっていない対象固定資産があり、かつその対象固定資産に係る必要書類が交付申請初年度に提出されていない場合については、交付申請2年目以降であっても提出しなければならない。

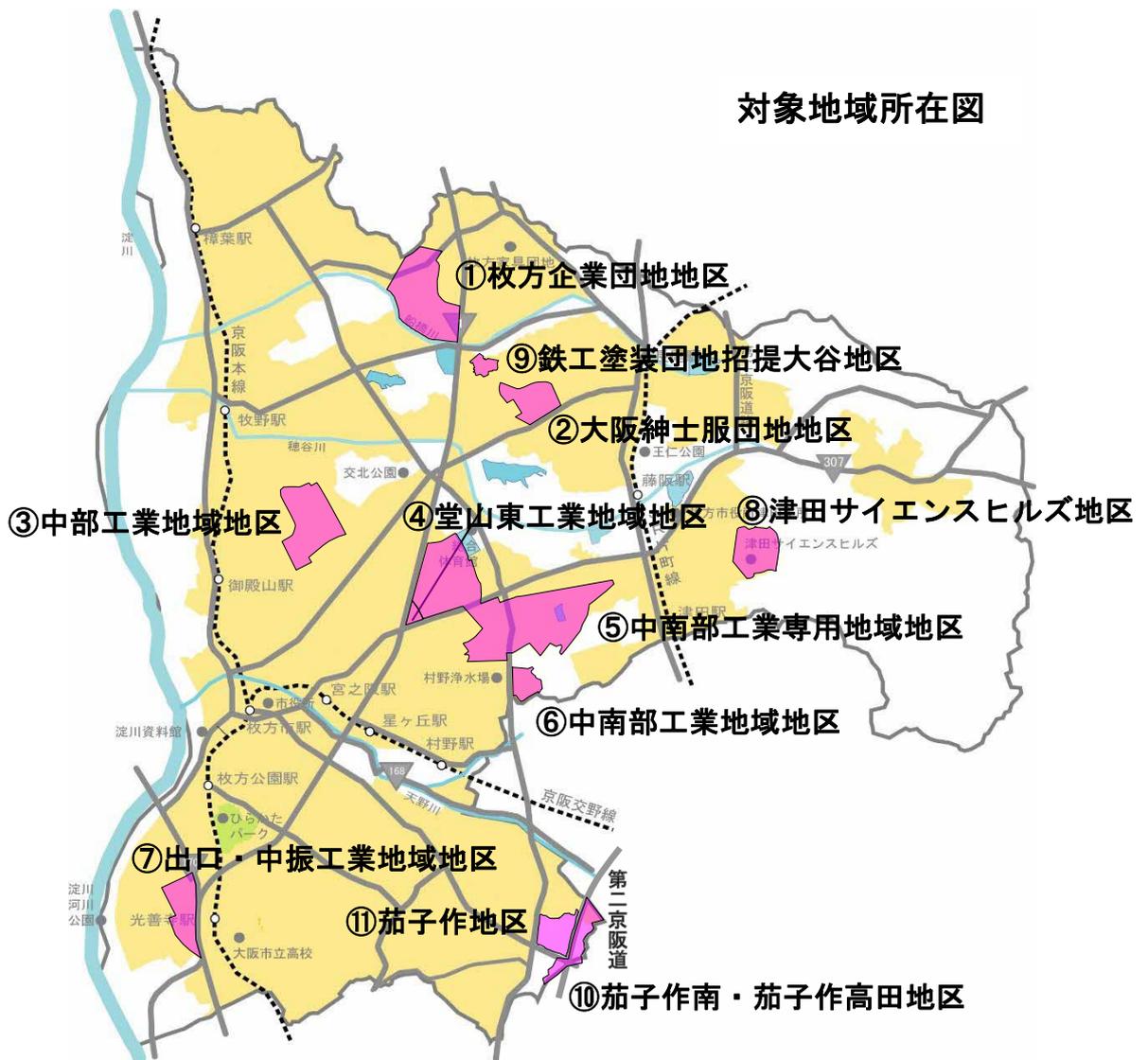
◆事業計画の選定について

以下の「審査基準」に基づいて、提出していただいた「事業計画書」の記載内容について、「事業計画選定審査」を行います。

<審査基準>

- ・技術の高度化や製品開発、増産体制の確立など、企業の経営基盤強化が期待されること。
- ・地域経済への経済波及効果が期待されること。
- ・新規操業又は事業拡大に伴い、新たな雇用創出が見込めること。
- ・企業の社会的責任に関する明確な方針を有していること。
- ・環境マネジメントシステムを導入、若しくは具体的な導入計画を策定していること。
- ・関係法令を遵守していること。

対象地域所在図



〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
枚方市 観光にぎわい部 商工振興課
Tel 072-841-1325(直通)
FAX 072-841-1278
Mail shokou@city.hirakata.osaka.jp